

遺言書作成のすすめ

税理士・ファイナンシャルプランナー 山下大輔

相続税の申告件数は年間の死亡者数の4%弱と少なくほとんどの人は相続税とは無縁です。その理由は相続税の基礎控除額の範囲内に収まる場合が多いからですが、遺産の総額が基礎控除額を超える場合でも、配偶者の税額軽減や小規模宅地の特例などを使うと評価を減額でき相続税がかからないケースがあります。ただし、これらの特例を受けるには必ず相続税の申告が必要となります。相続税の申告は、相続の開始があったことを知った日（通常は被相続人の死亡日）の翌日から10カ月以内に相続税の申告書を作成し、所轄の税務署へ申告しなければなりません。10カ月という余裕があると思われるかもしれませんが、四十九日の法要が終わって遺産、債務の中身を把握し、相続人の確認、遺産分割協議や、所得税の準確定申告、遺産の名義変更など相続人がしなければならないことはたくさんあります。

生前の相続対策をきちんと行っておけば、相続人の負担を減らすことができます。相続対策というとなかなか相続人から言いだしにくいものです。ご本人がその気になって行わない限り、よい相続対策を行うことはできません。できる限り事前に対策を行っておきましょう。

相続対策としてまずお勧めしたいのが遺言書の作成です。財産の分割をめぐる相続人同士の骨肉の争いは避けなければなりません。遺言書があればその遺言内容が尊重され遺産分割がスムーズにいく場合が多いでしょう。遺言書には主に①自筆証書遺言②公正証書遺言③秘密証書遺言の3種類があります。ここでは利用されることの多い自筆証書遺言と公正証書遺言の2つをご紹介します。それぞれの特徴を以下の表でまとめてみましたのでご覧ください。

	自筆証書遺言	公正証書遺言
概要	■ 遺言内容の全文、日付、氏名を自筆で書いて、印鑑を押印する	■ 本人と証人2人の立会いのもと、公証人の前で遺言者が口述した内容をもとに公証人が作成する ■ 遺言者、公証人、証人がそれぞれ

—コラムの無断転写・転載などを禁じます。—

		れ署名押印する
メリット	<ul style="list-style-type: none"> ■ いつでも書くことができる ■ 費用がほとんどかからない ■ 秘密にできる 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 裁判所の検認の必要がない ■ 原本が公証人役場に保管されるので変造、破棄、紛失のおそれがない ■ 専門家の公証人が関与するので、形式の不備や内容不備で無効になるおそれがない
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> ■ 裁判所の検認が必要 ■ 紛失や形式の不備などで無効になるおそれがある ■ 相続人にとって不利な場合、変造や破棄されるおそれがある 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 費用がかかる（財産の金額に応じて手数料が高くなる） ■ 証人2人が必要 ■ 手続きに手間がかかる

自筆証書遺言のメリットはなんといっても気軽に作成できる点です。ただし、自筆証書遺言作成にも所定の要件がありますので注意が必要です。最近は自分で作成できる遺言書作成キットなどが市販されています。そのような作成キットを利用するのも便利かもしれませんが。

筆者がお勧めしたいのが公正証書遺言です。公証人の手数料がかかりますが、形式の不備や内容の不備で無効になるおそれはありません。遺言書の原本が公証人役場に保管されているので、遺言書が変造や破棄される心配もありませんし、紛失のおそれもありません。遺言者が高齢や病気のため公証人役場に出向くことが困難な場合でも、公証人が自ら遺言者の自宅や病院へ出張して遺言書を作成することができます。特に財産が多い場合や複雑な遺言になる場合、相続で紛争が起きることがあらかじめ予想される場合などには、多少の費用をかけても確実な遺言書を作成しておきたいものです。

—コラムの無断転写・転載などを禁じます。—